

阪神高速道路株式会社 第4回定時株主総会

議事次第

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日） 午後1時30分

2. 場 所 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
当社 本社11F会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第4期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第4期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 剰余金処分の件

事業報告

平成 20 年 4 月 1 日から
平成 21 年 3 月 31 日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、上期には世界的な燃料・原材料高騰を受けて景気の停滞感が広がり、下期には、米リーマン・ブラザーズ破綻に端を発する世界的な金融危機の影響により、戦後最も深刻な不況に見舞われました。

このような中、関西経済についても停滞感が強まり、全国水準に比べ堅調だった設備投資やアジア向けを中心とした輸出にも年度後半には陰りが見られるようになり、景気後退に転じました。

このような経営環境のもと、関西都市圏の交通の大動脈である阪神高速道路の使命に応えるべく、当社グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じた「お客さま満足」の実現を引き続き図ってきました。

高速道路事業におきましては、平成 20 年 6 月の京都地区での 8 号京都線（稲荷山トンネル）（2.7km）開通をはじめとして、各地区において建設を推進するとともに、既供用路線においても道路の維持管理の充実、交通安全対策や渋滞対策等の着実な実施に努めるなど、関西のくらしや経済の発展に貢献すべく、着実な事業の展開に努めてきました。

その他の事業におきましても、休憩所等事業につきましてお客さまの利便性向上に向けたパーキングエリア改修工事を実施したほか、駐車場事業、不動産賃貸事業、土木コンサルティング事業等を着実に展開してきました。

企業運営に関しましては、グループ各社と一体となった事業執行体制の見直し等による業務の効率化、有識者を交えたCS向上懇談会の設置・運営によるお客さまサービスの向上等に取り組んできました。

この結果、当事業年度における当社グループの営業収益は 222,419 百万円（前事業年度比 4.1%増）、営業利益は 3,695 百万円（同 3.7%増）、経常利益は 4,743 百万円（同 21.8%増）、当期純利益は 3,604 百万円（同 22.8%増）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりです。

<高速道路事業>

高速道路事業につきましては、関西経済の動向等を反映して、当事業年度における阪神高速道路の平均通行台数は、一日あたり約 87 万台（前年度比 3.2%減）となりました。前年同時期に比べ普通車、大型車とも通行台数は減少（それぞれ前年度比 2.8%減、7.7%減）しており、料金収入は 170,373 百万円（前年度比 4.5%減）となりました。これに伴い、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定に基づく貸付料が 9,148 百万円減額されました。

このような厳しい経営環境の中、以下の取組みを進めました。

まず、営業路線に関しましては、神戸地区において、阪神・淡路大震災復旧以来初めての通行止め工事による大規模補修を実施しました。また、「新渋滞対策アクションプログラム」や「交通安全対策アクションプログラム」に基づく渋滞対策や交通安全対策を着実に推進しました。

料金に関しましては、お客さまに利用していただきやすい料金制度を目指して、1日乗り放題となる企画割引（阪神高速周遊パス・おでかけパス）等を実施しました。また、平成 21 年 1 月には、昨年 10 月の「生活対策」や昨年 12 月の「道路特定財源の一般財源化等につい

て」といった政府・与党決定等を踏まえ、国土交通省から示された「高速道路の有効活用・機能強化の進め方」に基づき、料金の引き下げの平成21年4月からの実施を決定しました。

E T Cに関しましては、普及促進策の積み重ね等により、平成21年1月にはE T C日別利用率が80%を突破しました。また、E T Cの更なる活用を目指し、E T Cを高速道路以外の料金のお支払いに利用できる「まちかどeサービス」の一環として、阪神高速道路のご通行の途中で沿道施設をご利用いただける「路外パーキング」の試行等新たな事業を開始しました。

環境への取組みに関しましては、関係者との調整を経て、従来よりも対象区間や割引率を拡大した環境ロードプライシング充実策の平成21年4月からの実施を決定しました。

建設中路線に関しましては、8号京都線（稲荷山トンネル）（2.7km）を平成20年6月に開通させ、京都地区の営業路線を拡充しました。また、大和川線の工事の開始により大阪南部地域の東西軸形成に着手するなど、建設中路線（下表参照）の整備促進に努め、概ね順調に進捗しております。

この結果、高速道路事業の営業収益は、213,467百万円（前事業年度比2.5%増）となりました。また、当事業年度における高速道路事業の新規投資は33,466百万円、防災安全対策や附属施設の高度化などの改築等投資は12,706百万円となりました。

【平成20年度事業中路線】

路 線 名	区 間	延長(km)
大阪市道高速道路淀川左岸線	(自) 大阪市此花区島屋2丁目 (至) 同市北区豊崎6丁目	8.7 〔4.3〕
大阪府道高速大和川線	(自) 堺市堺区築港八幡町 (至) 松原市三宅中8丁目	9.7 〔4.3〕
神戸市道高速道路2号線	(自) 神戸市長田区南駒栄町 (至) 同市同区蓮池町	2.2
京都市道高速道路1号線	(自) 京都市山科区西野山桜ノ馬場町 (至) 同市伏見区深草西川原町	2.8
京都市道高速道路2号線	(自) 京都市伏見区深草西川原町 (至) 同市南区上烏羽	1.9 〔1.4〕

(注) 1. 延長(km)欄の〔〕内は、公共事業及び有料道路事業による合併施行区間を内数で記載しております。なお、前事業年度までの供用部分は除いております。

2. 京都市道高速道路1号線は、一部(0.1km)を残し、8号京都線（稲荷山トンネル）として平成20年6月に開通しました。

<受託事業>

受託事業につきましては、京都市道高速道路1号線（新十条通）と街路の接続に係る工事をはじめとして、国や地方公共団体等の委託に基づく道路の新設・改築・維持・修繕等、経済性・効率性等の観点から当社グループが一体的に実施することが適当と認められる事業を受託しました。

この結果、受託事業の営業収益は7,408百万円（前事業年度比90.8%増）となりました。

<その他の事業>

その他の事業につきましては、休憩所等事業、駐車場事業、不動産賃貸事業、土木コンサルティング事業等を展開してきました。

このうち、休憩所等事業に関しましては、「PA改善アクションプラン」に基づき、朝潮橋・

京橋・中島の各パーキングエリアにおいて、「きれい・あんしん」「やすらぎ」「ぬくもり」をコンセプトとした憩いスペースの拡大等の施設改修や焼き立てパンの販売等の販売品目の多様化を実施しました（中島パーキングエリアは平成 21 年 4 月 25 日リニューアルオープン）。

また、駐車場事業につきましては、バイクや自転車の駐車場新設等を行い、箇所数が計 239 箇所（収容可能台数 約 8,000 台）に増加しました。

この結果、その他の事業の営業収益は 1,546 百万円（前事業年度比 3.5%増）となりました。

事業区別	営業収益
高速道路事業	213,467 百万円
受託事業	7,408 百万円
その他の事業	1,546 百万円

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は 8,742 百万円で、その主な内容は次のとおりであります。

①当事業年度中に完成した主要設備

- ・高速道路事業 料金収受機械及び ETC 設備等の増設
- ・その他の事業 休憩所の改修等
- ・社用設備 社屋の改修等

②当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

- ・高速道路事業 ETC 設備等の拡充等

③当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去・滅失

- ・その他の事業 土地等の売却

(3) 資金調達の状況

①平成 20 年 7 月 25 日及び平成 20 年 11 月 26 日に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 12 条第 1 項第 4 号に基づき、各 94 億円合計 188 億円の無利子資金の借入を行いました。

②平成 21 年 2 月 26 日、第 3 回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）150 億円を発行いたしました。

③平成 21 年 3 月 18 日、第 4 回政府保証債 76 億円を発行いたしました。

④平成 21 年 3 月 25 日、株式会社三井住友銀行外 12 金融機関から総額 156 億円の借入を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に貢献すべく、民営化の三つの使命である

- ①債務の確実な返済、
- ②必要な道路を少ない国民負担で建設、
- ③弾力的な料金設定や多様なサービスの提供、

に引き続き努めます。

さらに、平成 18 年度から平成 22 年度までを計画期間とする「中期経営計画」の達成に向けた更なる取組みの強化・重点化を進めます。

また、平成 20 年度に引き続き、平成 21 年度も厳しい経営状況が見込まれるため、グルー

プー体となって業務の効率化を含めメリハリの効いたコスト管理を行うと同時に、多様な料金施策やサービスの向上等により、お客さまの利便性向上に努め、利用促進を図ります。

具体的な取組みの内容は、次のとおりです。

<関西エリアに欠かせないネットワーク整備の促進>

大阪地区におきましては、都市再生環状道路を形成する淀川左岸線及び大和川線について、着実な事業進捗を図り早期完成を目指します。また、守口・松原両ジャンクションについても事業進捗を図るほか、信濃橋ジャンクションの事業化に向けた取組みを進めます。

兵庫地区及び京都地区におきましては、完成予定まで2年以内となった神戸山手線及び8号京都線（斜久世橋区間）について、一層厳正な工程と事業費の管理に努めます。また、大阪湾岸道路西伸部の事業化に向けた取組みを進めます。

これらのネットワーク整備と合わせて、大和川高規格堤防をはじめとする地域の都市形成にも貢献していきます。

<企業理念に掲げる高速道路サービスの充実>

「生活対策」として実施中の新たな割引制度について、お客さまに理解を深めていただけるよう正確な情報提供を適切に行うとともに、上限額を抑えつつ、関係機関と十分に協議しながら段階的な対距離料金を検討していきます。

また、安全・安心・快適な道路サービスの提供のため、「新渋滞対策アクションプログラム」や「交通安全対策アクションプログラム」について、着実に取組みを進めます。加えて、「阪神高速道路株式会社事業継続計画（BCP）」を中核として当社グループ全体で地震へのリスク対応をより充実するとともに、積雪、浸水、新型インフルエンザ等の災害発生対策・危機管理にも怠りなく取り組みます。

IT技術によるサービス向上につきましては、交通安全の確保、交通情報の高度化等にIT技術を導入することについての検討を行います。

構造物の安全性向上については、補修方法についての調査・研究を進め、効果的な管理方針の確立に努めます。

<その他の事業の展開>

休憩所等事業につきましては、「PA改善アクションプラン」を引き続き推進し、パーキングエリアの改修工事を実施するなど、お客さまの安全で快適なドライブをサポートします。

駐車場事業につきましては、引き続き高架下未利用地での新規開発を進めるとともに、用途転換等を含む効率的経営を図ります。

また、都市高速道路の特性を活かしつつ環境面にも寄与する「大和川線シールド発生土再生活用事業」の本格化に取り組みます。

さらに、指定管理者として平成21年6月1日から業務を開始した「大阪港咲洲トンネル」について、道路管理ノウハウを活かし、効率的な運営に努めていきます。

<環境・景観面の取組み>

当社グループでは、「環境レポート」を継続的に発行するなど、社会の持続的発展に向けた環境への取組みを進めており、新たな取組みとして、低炭素社会づくりに向けた太陽光等の新エネルギーの活用を図ります。特に、リニューアルオープンした中島パーキングエリアについては、「e c oなパーキング」として、電気自動車の急速充電器や光触媒塗布など先進的な設備を導入し、環境負荷の低減を目指します。

また、湾岸線において実施中の環境ロードプライシングの充実策について成果が得られる

よう、関係業界への広報活動を行うなど具体的に行動するほか、景観面でも道路構造物と周辺景観との調和を高めるなど、市民や地元企業等と連携しながら、良好な都市景観の形成に寄与します。

<持続発展可能な企業としての取組み>

当社グループ全体の総合経営力を強化し企業価値の最大化を図るため、グループ内の相互連携を深めつつ、経営効率の向上、業務の円滑化・適正化、当社グループの保有する技術やノウハウを最大限発揮できる事業環境の整備に努めるとともに、情報セキュリティレベルの向上やコンプライアンスの徹底に引き続き取り組みます。

また、戦略的・効果的な広報を展開するほか、大学での冠講座の設置等による学会・研究機関関係者との連携等、地域との連携・協力に関する多様な取組みを実施します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団

区 分	第 1 期〔参考〕 (平成 17 年度)	第 2 期〔参考〕 (平成 18 年度)	第 3 期 (平成 19 年度)	第 4 期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	105,147	188,553	213,578	222,419
当期純利益 (百万円)	1,194	1,702	2,934	3,604
1 株当たり 当期純利益 (円)	59.73	85.14	146.71	180.24
総 資 産 (百万円)	173,132	232,225	256,539	272,374
純 資 産 (百万円)	21,194	22,897	25,831	31,442
1 株当たり 純資産額 (円)	1,059.73	1,144.87	1,291.58	1,471.81

(注) 当社グループは、第 3 期から会社法第 444 条に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第 1 期及び第 2 期につきましては、金融商品取引法に基づく連結財務諸表の数値を参考掲記しております。

②当社

区 分	第 1 期 (平成 17 年度)	第 2 期 (平成 18 年度)	第 3 期 (平成 19 年度)	第 4 期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	105,020	187,718	212,012	220,729
当期純利益 (百万円)	1,179	1,251	2,503	3,117
1 株当たり 当期純利益 (円)	58.98	62.57	125.19	155.86
総 資 産 (百万円)	172,572	230,644	254,257	265,632
純 資 産 (百万円)	21,179	22,431	24,934	28,052
1 株当たり 純資産額 (円)	1,058.98	1,121.55	1,246.74	1,402.60

(注) 第 2 期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日)を適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
阪神高速サービス株式会社	40 百万円	100%	駐車場・PA 管理業務・労働者派遣事業・カード事業
阪神高速技術株式会社	20 百万円	100%	保全点検・維持修繕業務
阪神高速パトロール株式会社	10 百万円	100%	交通管理業務
阪神高速トール大阪株式会社	50 百万円	100%	料金收受業務
阪神高速トール神戸株式会社	50 百万円	100%	料金收受業務
株式会社ハイウェイ技研 (注 1)	30 百万円	55.6%	調査・設計等業務
株式会社高速道路開発(注 2)	50 百万円	36.2%	料金所スタッフ派遣
株式会社コーベックス(注 2)	14 百万円	43.3%	料金所スタッフ派遣

(注) 1. 株式会社ハイウェイ技研は、維持修繕業務に関する調査・設計等を実施させることを目的として、当事業年度から連結子会社化しております。また、同社は、平成 21 年 4 月 1 日に商号を阪神高速技研株式会社に変更しております。

2. 株式会社高速道路開発及び株式会社コーベックスは、料金收受業務における料金所スタッフを派遣させることを目的として、当事業年度から連結子会社化しております。

③その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、高速道路事業、受託事業及びその他の事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

①高速道路事業

ア. 高速道路の新設及び改築

イ. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から借り受けた高速道路の維持・修繕・その他の管理

②受託事業

国、地方公共団体等からの委託による道路の建設・管理・調査等

③その他の事業

休憩所等事業、駐車場事業、不動産賃貸事業、土木コンサルティング事業等

(8) 主要な事業所

① 当社

本社	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
東京事務所	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
大阪建設部	大阪府港区弁天一丁目2番1-1900号
堺建設部	堺市堺区南花田口町二丁目3番20号
神戸建設部	神戸府中央区新港町16番1号
大阪管理部	大阪府港区石田三丁目1番25号
神戸管理部	神戸府中央区新港町16番1号
京都事業部	京都市伏見区深草西浦町7丁目71番地

② 子会社

阪神高速サービス株式会社	大阪府西区西本町一丁目3番15号
阪神高速技術株式会社	大阪府中央区南本町四丁目5番7号
阪神高速パトロール株式会社	大阪府西区立売堀一丁目4番12号
阪神高速トール大阪株式会社	大阪府西区立売堀一丁目3番13号
阪神高速トール神戸株式会社	神戸府中央区雲井通四丁目2番2号
株式会社ハイウェイ技研	大阪府西区西本町一丁目3番10号(注)
株式会社高速道路開発	大阪府中央区本町四丁目4番25号
株式会社コーベックス	神戸府中央区雲井通四丁目2番2号

(注) 株式会社ハイウェイ技研は、平成21年4月1日に商号を阪神高速技研株式会社に、本店の所在地を大阪府西区阿波座一丁目3番15号に変更しております。

(9) 従業員の状況

① 企業集団

区分	従業員数	前事業年度末比増減
高速道路事業	2,101名	1,145名増
受託事業		
その他の事業	29名	2名増
全社(共通)	196名	57名増
合計	2,326名	1,204名増

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
761名	10名減	42.0歳	16.5年

- (注) 1. 平均勤続年数は、阪神高速道路公団における勤続年数を含めております。
2. 従業員数には、当社から社外への出向者(59名)を除き、社外から当社への出向者(72名)を含めております。
- なお、従業員数には、嘱託、パートタイマー、アルバイト及び派遣は含めておりません。
3. 従業員数が前事業年度末に比べ、1,204名増加しておりますが、これは阪神高速トール大阪株式会社及び阪神高速トール神戸株式会社が平成20年4月1日から新たに事業を開始したこと、株式会社高速道路開発、株式会社コーベックス及び株式会社ハイウェイ技研が新たに連結子会社となったこと等によるものであります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
財務省	13,339 百万円
独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構	64,661 百万円
株式会社三井住友銀行	6,566 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	7,986 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,212 百万円
株式会社りそな銀行	3,691 百万円
株式会社新生銀行	1,603 百万円
株式会社あおぞら銀行	459 百万円
株式会社福井銀行	418 百万円
株式会社池田銀行	361 百万円
株式会社みなと銀行	177 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	430 百万円
中央三井信託銀行株式会社	213 百万円
住友信託銀行株式会社	758 百万円
農林中央金庫	3,206 百万円
信金中央金庫	2,792 百万円

(注) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条第 1 項に基づき引き受けられた債務を除いております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 20,000,000 株

(3) 株主数 7 名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数
国土交通大臣	9,999,996 株
大阪府	2,876,722 株
大阪市	2,876,722 株
兵庫県	1,827,287 株
神戸市	1,827,287 株
京都府	295,993 株
京都市	295,993 株

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役会長	田 中 宰	
代表取締役社長	木 下 博 夫	
常務取締役	伊 丹 二 郎	兼執行役員（総務人事部担当）
常務取締役	南 部 隆 秋	兼執行役員（建設事業部,技術部担当）
常務取締役	幸 和 範	兼執行役員（経営企画部,事業開発室,ETC活用事業推進室担当）
常務取締役	丸 岡 耕 平	兼執行役員（計画部担当）
常勤監査役	福 田 博	
監査役	千 畑 一 郎	
監査役	長 田 昇	

- (注) 1. 常勤監査役福田博氏、監査役千畑一郎氏及び長田昇氏は、社外監査役であります。
2. 当該事業年度に係る会社役員の高い重要な兼職状況
- ・常務取締役伊丹二郎氏は、当社の子会社である阪神高速サービス株式会社、阪神高速パトロール株式会社、阪神高速トール大阪株式会社及び阪神高速トール神戸株式会社の社外取締役をしております。
 - ・常務取締役幸和範氏は、当社の子会社である阪神高速サービス株式会社及び阪神高速技術株式会社の社外取締役をしております。
 - ・監査役千畑一郎氏は、ホソカワミクロン株式会社の社外取締役をしております。
 - ・監査役長田昇氏は、財団法人阪神高速道路管理技術センターの理事をしております（平成21年3月31日まで）。

なお、上記のとおり4名の常務取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

会社における地位	氏 名	担当
執行役員	浅 野 博 司	経理部,監査室担当
執行役員	中 林 正 司	営業部,保全交通部担当
執行役員	山 崎 昌 二	情報システム部,環境景観室担当

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	6名	123百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	30百万円 (30百万円)
合 計	9名	153百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
3. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額11百万円を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

該当事項はありません。

②他の会社の社外役員の兼任状況

監査役千畑一郎氏は、ホソカワミクロン株式会社の社外取締役であります。

③当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (11回開催)	監査役会出席回数 (16回開催)
監査役 福田 博	11回	16回
監査役 千畑 一郎	11回	16回
監査役 長田 昇	11回	16回

イ. 取締役会における発言状況

- ・ 監査役福田博氏は、常勤者としての立場で会社全体の業務の適正性を確保するという観点から、当社の業務運営全般、とりわけ受託事業の収益性確保に向けた取組みや子会社・関連会社の体制のあり方等についての発言を適宜行っております。
- ・ 監査役千畑一郎氏は、長年にわたる民間企業の経営者としての経験を踏まえ、当社の経営課題全般について、とりわけ会社組織のあり方や時間外勤務削減等について大局的な観点からの発言を適宜行っております。
- ・ 監査役長田昇氏は、建設行政に関する豊富な実務経験を踏まえ、主に技術的な見地から、中長期的な道路の維持管理やグループ会社を含めた関連事業展開のあり方等についての発言を適宜行っております。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	44,300 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,300 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役及び監査役は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務の遂行の状況等を考慮し、毎期検討します。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査役は、当該会計監査人の解任につき検討します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」(内部統制システム)として、以下の体制の整備について取締役会で決議しております。

①コンプライアンス推進に関する体制

取締役会決定、阪神高速道路株式会社コンプライアンス基本方針その他社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社コンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会、社員相談・通報体制の運用を通じて、コンプライアンスの推進を図る。

特に、契約からの暴力団等の排除その他反社会的勢力による不当要求等への対応については、警察等関係機関と連携を図りつつ、社内規則に基づき、着実に取組みを進める。

②個人情報の保護に関する体制

社内規則に基づき、個人情報及びE T Cシステムにおける個人情報の適切な取扱いを行うための体制の運用を通じて、個人情報の保護を図る。

③公正な入札の実施に関する体制

社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社入札監視委員会、公正入札調査委員会など入札の公正性を保つための体制の運用を通じて、公正な入札の実施運用を図る。

④内部監査に関する体制

阪神高速道路株式会社組織規程、阪神高速道路株式会社監査規程に基づき、監査室を始めとする内部監査に関する体制の運用を通じて、会社の業務の適正性、効率性の確保、向上等を図る。

⑤文書管理及び情報セキュリティ対策に関する体制

社内規則に基づき、文書(取締役の職務の執行に係る文書を含む。)の作成、保存等の管理に関する体制、情報セキュリティ委員会その他の全社的な情報セキュリティマネジメント体制(文書、E T Cシステムのセキュリティに関する体制を含む。)の運用を通じて、適切な情報の保存、管理等の推進を図る。

⑥リスク管理に関する体制

全社的なマネジメント体制の下、リスクの体系的把握・評価に努め、担当部門により対策を講ずるとともに、経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するための体制を運用する。

特に、災害、システムダウン等への対応については、社内規則等に基づき体制を整備しつつ、事業継続計画(BCP)及びマニュアル等の着実な運用を図るとともに、想定される様々な災害等のリスクに対する取組みを進める。

⑦取締役の業務執行に関する体制

取締役の職務に関する規程、執行役員業務分担を定める規程に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理する。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、着実に効率的な業務推進を図る。

⑧子会社の管理に関する体制

社内規則に基づき、子会社に対する指導、調整、協力及び調査等(監査室による監査を

含む。)の管理体制の運用を通じて、子会社を含めたグループ全体の経営効率の向上、業務の円滑化、適正化を図る。

⑨監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役室に専属の使用人を配置したうえで、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させる。

監査役は監査役室に属する専属の使用人の人事異動について、事前に総務人事担当執行役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を総務人事担当執行役員に申し入れることができるものとする。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、総務人事担当執行役員はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとする。

⑩監査役への報告等に関する体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役による取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する体制を確保する。

また、監査役会との協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」に基づく重大な事項の報告、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施する。

さらに、代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成21年3月31日

資産の部

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I 流動資産		
1. 現金及び預金		29,890
2. 未収入金		29,809
3. 未収還付法人税等		60
4. 未収消費税等		131
5. 有価証券		200
6. 仕掛道路資産		145,591
7. 原材料及び貯蔵品		179
8. 受託業務前払金		11,097
9. 繰延税金資産		286
10. その他		467
貸倒引当金		<u>△77</u>
	流動資産合計	<u>217,637</u>
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1)建物及び構築物	20,899	
減価償却累計額	<u>△3,540</u>	17,359
(2)機械装置及び運搬具	35,888	
減価償却累計額	<u>△10,411</u>	25,477
(3)土地		5,132
(4)リース資産	343	
減価償却累計額	<u>△39</u>	304
(5)建設仮勘定		1,203
(6)その他	691	
減価償却累計額	<u>△314</u>	376
有形固定資産合計		<u>49,853</u>
2. 無形固定資産		
(1)ソフトウェア		2,224
(2)その他		<u>30</u>
無形固定資産合計		2,254
3. 投資その他の資産		
(1)投資有価証券		1,659
(2)繰延税金資産		218
(3)その他		796
貸倒引当金		<u>△45</u>
投資その他の資産合計		<u>2,628</u>
	固定資産合計	<u>54,736</u>
	資産合計	<u><u>272,374</u></u>

負債の部

(単位:百万円)

I 流動負債	
1. 未払金	23,579
2. 1年以内返済予定長期借入金	3,677
3. リース債務	51
4. 未払法人税等	1,797
5. 未払消費税等	318
6. 受託業務前受金	12,364
7. 前受金	1,098
8. 賞与引当金	1,239
9. 回数券払戻引当金	684
10. その他	1,134
流動負債合計	45,946
II 固定負債	
1. 道路建設関係社債	66,784
2. 道路建設関係長期借入金	97,651
3. 長期借入金	9,544
4. リース債務	253
5. 繰延税金負債	111
6. 退職給付引当金	17,423
7. 役員退職慰労引当金	70
8. ETCマイレージサービス引当金	771
9. 負ののれん	1,504
10. その他	871
固定負債合計	194,985
負債合計	240,932

純資産の部

I 株主資本	
1. 資本金	10,000
2. 資本剰余金	10,000
3. 利益剰余金	9,436
株主資本合計	29,436
II 評価・換算差額等	
1. その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等合計	△0
III 少数株主持分	
少数株主持分	2,006
純資産合計	31,442
負債純資産合計	272,374

連結損益計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I. 営業収益		222,419
II. 営業費用		
1. 道路資産賃借料	131,399	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	80,939	
3. 販売費及び一般管理費	6,385	218,724
営業利益		3,695
III. 営業外収益		
1. 受取利息	74	
2. 受取配当金	10	
3. 違約金収入	69	
4. 土地物件貸付料	48	
5. 寄付金収入	686	
6. 原因者負担収入	10	
7. 保険解約返戻金	144	
8. 負ののれん償却額	241	
9. その他	123	1,410
IV. 営業外費用		
1. 支払利息	155	
2. 偽造ハイウェイカード損失	2	
3. 寄付金	143	
4. その他	60	362
経常利益		4,743
V. 特別利益		
1. 固定資産売却益	162	
2. 回数券払戻引当金戻入額	838	
3. 投資有価証券売却益	0	
4. 投資有価証券償還益	18	1,019
VI. 特別損失		
1. 固定資産売却損	0	
2. 固定資産除却費	56	
3. 投資有価証券評価損	54	
4. デリバティブ評価損	153	
5. 減損損失	280	544
税金等調整前当期純利益		5,218
法人税、住民税及び事業税	1,523	
過年度法人税等	317	
法人税等調整額	△187	1,653
少数株主損失		△39
当期純利益		3,604

連結株主資本等変動計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等		少数株主持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
平成20年3月31日残高	10,000	10,000	5,831	25,831	-	-	-	25,831
当連結会計年度中の変動額								
当期純利益	-	-	3,604	3,604	-	-	-	3,604
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	△0	△0	2,006	2,005
当連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,604	3,604	△0	△0	2,006	5,610
平成21年3月31日残高	10,000	10,000	9,436	29,436	△0	△0	2,006	31,442

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数	9社
連結子会社の名称	阪神高速サービス(株) 阪神高速技術(株) 阪神高速パトロール(株) 阪神高速トール大阪(株) 阪神高速トール神戸(株) (株)ハイウェイ技研 (株)エイチエイチエス (株)高速道路開発 (株)コーベックス

なお、(株)エイチエイチエス、(株)高速道路開発及び(株)コーベックスについては、株式取得により持分比率が増加し、連結財務諸表に与える重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。ただし、(株)エイチエイチエスについては、平成21年3月1日付で(株)高速道路開発と合併したため、合併期日までの損益計算書を連結しております。

また、(株)ハイウェイ技研は、当連結会計年度中に株式取得により支配権を獲得したため、当連結会計年度末をみなし取得日とし、貸借対照表のみを連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(株)サナウイン

(連結範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも解散決議を実施し清算手続き中のため、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数	6社
関連会社の名称	(株)情報技術 (株)テクノ阪神 内外構造(株) ハイウェイ管制(株) 阪神施設工業(株) 阪神施設調査(株)

上記の関連会社6社については、当連結会計年度中に株式取得により持分比率が増加したため、当連結会計年度末より持分法適用の関連会社に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

(主要な会社名)

非連結子会社 (株)サナウイン

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社は、いずれも解散決議を実施し清算手続き中のため、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)
移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品

主として個別法を採用しております。

(会計方針の変更)

従来、主として個別法による原価法を採用しておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

これにより損益に与える影響はありません。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(追加情報)

機械装置については、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことにより、当連結会計年度より耐用年数を変更しております。

これにより損益に与える影響は軽微であります。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)を採用しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

②収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積もりが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものについては、発生年度に全額償却しております。

7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これにより損益に与える影響は軽微であります。

(2) たな卸資産の表示方法の変更

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「その他たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「原材料及び貯蔵品」として掲記しております。なお、前連結会計年度の「その他たな卸資産」は、149百万円であります。

(3) 保険解約返戻金の表示方法の変更

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」は、当連結会計年度において、営業外収益の100分の10を超えたため区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「保険解約返戻金」は、49百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- (1) 投資有価証券のうち非連結子会社及び関連会社に対するもの

株式 22百万円

- (2) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債66,784百万円(額面67,000百万円)の一般担保に供しております。

- (3) 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 624,100百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 18,265百万円

なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が2,142百万円減少しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

- (2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,471円81銭

1株当たり当期純利益金額 180円24銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益 3,604百万円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る当期純利益 3,604百万円

普通株式の期中平均株式数 20,000千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

平成21年3月31日

資産の部

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I 流動資産			
現金及び預金		26,722	
高速道路事業営業未収入金		27,129	
未収入金		2,644	
未収収益		0	
未収消費税等		34	
仕掛道路資産		145,594	
貯蔵品		144	
受託業務前払金		11,109	
前払金		128	
前払費用		18	
その他		450	
貸倒引当金		<u>△75</u>	
	流動資産合計		213,900
II 固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	808		
構築物	12,967		
機械及び装置	25,312		
車両運搬具	142		
工具、器具及び備品	94		
建設仮勘定	<u>996</u>	40,321	
無形固定資産			
ソフトウェア	313		
その他	<u>25</u>	<u>338</u>	40,660
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	12		
構築物	11		
工具、器具及び備品	0		
土地	1,276		
建設仮勘定	<u>3</u>	<u>1,304</u>	1,304
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	2,901		
構築物	42		
車両運搬具	3		
工具、器具及び備品	161		
土地	2,995		
建設仮勘定	<u>203</u>	<u>6,309</u>	
無形固定資産			
ソフトウェア	1,745		
その他	<u>0</u>	<u>1,746</u>	8,055
D その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	<u>858</u>	<u>858</u>	858
E 投資その他の資産			
関係会社株式		217	
破産更生債権等		0	
長期前払費用		158	
その他		521	
貸倒引当金		<u>△45</u>	852
	固定資産合計		<u>51,732</u>
	資産合計		<u>265,632</u>

負債の部

(単位:百万円)

I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		22,921	
1年以内返済予定長期借入金		3,677	
未払金		851	
未払費用		539	
未払法人税等		1,368	
預り金		984	
受託業務前受金		12,364	
前受金		1,012	
賞与引当金		796	
回数券払戻引当金		684	
その他		37	
	流動負債合計		45,240
II 固定負債			
道路建設関係社債		66,784	
道路建設関係長期借入金		97,651	
その他の長期借入金		9,544	
繰延税金負債		108	
受入保証金		38	
退職給付引当金		16,928	
役員退職慰労引当金		36	
ETCマイレージサービス引当金		771	
その他		476	
	固定負債合計		192,339
	負債合計		<u>237,580</u>
純資産の部			
I 株主資本			
資本金			10,000
資本剰余金			
資本準備金		10,000	
	資本剰余金合計		10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮特別勘定積立金	158		
高速道路事業別途積立金	4,758		
関連事業別途積立金	3		
繰越利益剰余金	3,132	8,052	
	利益剰余金合計		8,052
	株主資本合計		28,052
	純資産合計		<u>28,052</u>
	負債・純資産合計		<u>265,632</u>

損益計算書

平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	170,373		
道路資産完成高	36,875		
その他の売上高	5,243	212,492	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	131,399		
道路資産完成原価	36,875		
管理費用	40,918	209,192	
高速道路事業営業利益			3,299
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	119		
駐車場事業収入	620		
その他営業事業収入	89		
受託業務収入	7,408	8,237	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	170		
駐車場事業費	212		
その他営業事業費	96		
受託業務事業費	7,632	8,111	
関連事業営業利益			126
全事業営業利益			3,425
III. 営業外収益			
受取利息		8	
有価証券利息		34	
受取配当金		110	
違約金収入		69	
土地物件貸付料		48	
寄付金収入		305	
原因者負担収入		10	
雑収入		28	615
IV. 営業外費用			
支払利息		155	
偽造ハイウェイカード損失		2	
寄付金		143	
雑損失		8	310
経常利益			3,730
V. 特別利益			
固定資産売却益	162		
回数券払戻引当金戻入額	838	1,000	
VI. 特別損失			
固定資産売却損	0		
固定資産除却費	36		
減損損失	280	316	
税引前当期純利益			4,414
法人税、住民税及び事業税	1,008		
過年度法人税等	288	1,297	
当期純利益			3,117

株主資本等変動計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					株主 資本 合計	
			資本 準備 金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮特別 勘定積立 金	高速道路 事業別途 積立金	関連事業 別途積立 金	繰越利益 剰余金		
平成20年3月31日残高	10,000	10,000	158	1,921	3	2,851	4,934	24,934	
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立				2,836		△2,836	-	-	
当期純利益						3,117	3,117	3,117	
事業年度中の変動額 合計	-	-	-	2,836	-	280	3,117	3,117	
平成21年3月31日残高	10,000	10,000	158	4,758	3	3,132	8,052	28,052	

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

①仕掛道路資産

個別法を採用しております。

②貯蔵品

主として個別法を採用しております。

(会計方針の変更)

従来、主として個別法による原価法を採用していましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

これにより損益に与える影響はありません。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(追加情報)

機械及び装置については、平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことにより、当事業年度より耐用年数を変更しております。

これにより損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております

(3) 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

③完成工事高の計上基準

道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。

④支払利息の仕掛道路資産への原価算入

仕掛道路資産に係る建設期間中の支払利息については、取得原価に算入しております。なお、期末の仕掛道路資産に含まれる支払利息は11,330百万円であります。また、当期に取得原価に算入した金額は、1,192百万円であります。

5. 重要な会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これにより損益に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債66,784百万円(額面67,000百万円)の一般担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

14,052百万円

3. 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構
624,100百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構
18,265百万円

なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が2,142百万円減少しております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 498百万円
長期金銭債権 259百万円

短期金銭債務 4,831百万円

5. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)	
イ 退職給付債務	△ 24,940
ロ 年金資産	5,408
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△ 19,531
ニ 未認識数理計算上の差異	2,603
ホ 未認識過去勤務債務	-
ヘ 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	△ 16,928

(3) 退職給付費用に関する事項

(単位:百万円)	
イ 勤務費用	768
ロ 利息費用	476
ハ 期待運用収益	△ 277
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	△ 43
ホ 過去勤務債務の費用処理額	-
ヘ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	923

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2.00%
ハ 期待運用収益率	4.00%
ニ 数理計算上の差異の費用処理年数	10年(定額法)
ホ 過去勤務債務の費用処理年数	一括費用処理

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引	
高速道路事業営業収益	4百万円
高速道路事業営業費用	24,576百万円
関連事業営業収益	657百万円
関連事業営業費用	66百万円
営業取引以外の取引	
営業外収益	111百万円
資産譲渡高	312百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	計上額
休憩所施設	建物	神戸市中央区ほか	88百万円
	工具、器具及び備品		2百万円
	建設仮勘定		189百万円
(合計)			280百万円

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ①道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ②①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	6,879 百万円
回数券払戻引当金	278 百万円
賞与引当金	323 百万円
未払事業税	114 百万円
ETCマイレージサービス引当金	313 百万円
未払工事費用	248 百万円
固定資産減損損失	587 百万円
その他	224 百万円
繰延税金資産小計	8,969 百万円
評価性引当額	△ 8,969 百万円
繰延税金資産合計	-

(繰延税金負債)

固定資産圧縮特別勘定	△ 108 百万円
繰延税金負債合計	△ 108 百万円
繰延税金負債の純額	△ 108 百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
各事業共用工具、器具及び備品	24	15	9
各事業共用ソフトウェア	22	14	8
合計	47	29	17

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	14百万円
1年超	8百万円
合計	22百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	18百万円
減価償却費相当額	11百万円
支払利息相当額	6百万円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定による、道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額は、以下のとおりであります。

なお、当該賃借料の支払期日は平成62年9月30日であります。

1年以内	133,676百万円
1年超	8,369,619百万円
合計	8,503,295百万円

関連当事者との取引に関する注記

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

(1) 法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都 千代田区	-	国土交通行政	(被所有) 直接 50.0		高速道路料金収入の減収補填金の受入	5,221	高速道路事業営業未収入金	5,221
							土地の売却(注1)	1,356	未収入金	1,342
							高速道路建設、改築事業等に関する分担金の支払い等	6,944	-	-
							受託業務収入	4,618	受託業務前受金	10,317

(注) 1. 当該取引により、固定資産売却益54百万円が計上されております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

3. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	阪神高速技術株式会社	大阪市中央区	20	高速道路の保守点検・維持修繕業務	(所有) 直接 100.0	高速道路の保守点検・維持修繕業務の委託 役員の兼任	高速道路の保守点検・維持修繕業務を委託	14,488	高速道路事業営業未払金	3,357

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 一般の取引条件と同様に決定しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権 の過半数 を自己の 計算にお いて所有 している 会社等	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返済 機構	東京都 港区	4,855,290	高速道路に 係る道路資 産の保有及 び貸付け、承 継債務等の 返済等	なし	道路資産 の賃借	道路資産 賃借料の 支払 (注1、 2)	131,399	高速道路 事業営業 未払金	12,297
									高速道路 事業営業 未収入金	9,605
						道路資産 と債務の 引渡	完成道路 資産の引 渡	36,875	高速道路 事業営業 未収入金	191
							道路建設 関係債務 の引渡 (注3)	38,820	—	—
						借入金 の連帯債務	債務保証 (注3、 4)	642,365	—	—
							当社借入 金に対す る被債務 保証 (注5)	5,222	—	—
	資金の 借入	道路建設 関係借入 金の借入 (注6)	18,800	道路建設 関係長期 借入金	64,661					

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とともに策定した「高速道路利便増進事業に関する計画」に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項に規定する協定を平成21年3月31日に見直し、料金の額及び貸付料等を変更しております。これにより損益に与える影響はありません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。
5. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受けております。なお、保証料の支払はありません。
6. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。
7. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,402円60銭
1株当たり当期純利益金額	155円86銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株主が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益	3,117百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	3,117百万円
普通株式の期中平均株式数	20,000千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月29日

阪神高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部修二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林由佳 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月29日

阪神高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部修二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林由佳 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 各監査役は、監査役監査規程に基づき決定した監査の方針、監査計画等に従い、それぞれ監査を実施いたしました。監査の実施に際しては、監査役会を開催し（当該事業年度は16回開催）、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については必要に応じ、取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。
- (2) 各監査役は、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会、経営責任者会議、重要案件会議その他重要な会議に出席したほか、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、内部監査部門から事前に監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について適宜報告を受けるとともに、情報の交換に努め、緊密な関係のもと、効率的な監査を実施いたしました。
- (3) 本社及び各事業所において責任者等に対してヒアリングを行うとともに、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (4) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議（平成18年5月2日決定、平成19年2月28日及び平成21年2月18日一部見直し）の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況を監視及び検証いたしました。
- (5) 子会社については、その取締役及び監査役等と情報の交換を図るとともに、事業の報告を受け、状況の把握に努めました。また、会計監査人の往査に立ち会いました。
- (6) 会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行いました。
監査の結果については、会計監査人から直接報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、その際、会計監査の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知も、併せて受領いたしました。
なお、監査の実施にあたり、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

(7) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。また、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年6月3日

阪神高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 福田 博 (印)

監査役 千畑 一郎 (印)

監査役 長田 昇 (印)

(注) 常勤監査役福田博、監査役千畑一郎及び監査役長田昇は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(決議事項)

議 案 剰余金処分の件

剰余金処分の内容は、以下に記載のとおりであります。

当社としては、高速道路事業等の将来の不確定要因に備えるため、財務体質を強化することが重要であると認識しており、本議案のとおりとさせて頂きたいと存じます。可能な限り自己資本の充実に努めるため、当期は無配当とさせて頂きたくお願いいたします。

(剰余金の処分に関する事項)

1. 増加する剰余金の項目とその金額

高速道路事業別途積立金	3, 0 3 3, 3 6 4, 0 6 0円
-------------	-------------------------

2. 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金	3, 0 3 3, 3 6 4, 0 6 0円
---------	-------------------------